

2022.10

冬

広島県 医療勤務環境改善支援センター

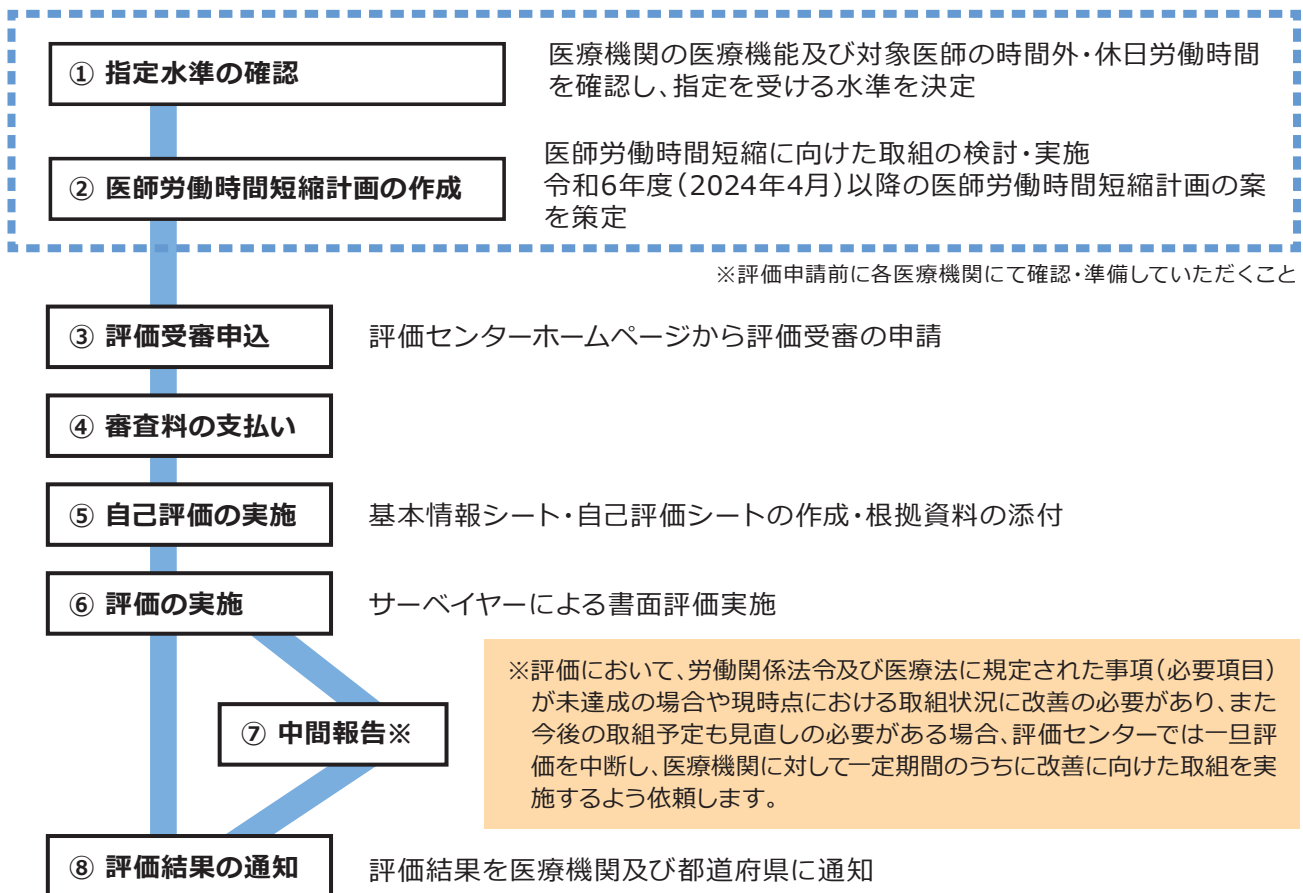
News・Letter

医療機関勤務環境評価センター(以下、評価センター)の動き

2024年4月からの医師の時間外労働規制をまえに、評価センターのホームページが公開され、本年10月中に受審申込の受付を開始するよう準備が進められています。年間の時間外・休日労働が960時間超の医師がいる医療機関では、時間外労働の特例水準(B,連携B,C-1,C-2)について都道府県による指定を受ける必要がありますが、その前に評価センターによる評価を受審することになっています。

下図は、評価センターへの評価受審申込から結果通知までの流れです。⑤の自己評価実施の資料等が評価センターに届いてから⑧の評価結果通知までに要する期間は、順調に進めば概ね4カ月ほどとされていますが、医師労働時間短縮(以下、時短)の取組や時短計画とともに改善が必要な場合等では⑦の中間報告が必要となるため、さらに評価に要する期間が長くなります。

来年23年度からの特例水準の指定申請を考えると、医療機関は早急な対応が必要となります。



【図】評価センターの評価受審申込から評価結果通知の流れまで

最近の活動

第1回地区相談会の開催

令和4年9月26日(月)、「第1回医師の働き方改革・勤務環境改善地区相談会」(主催 広島県)をメルパルク広島にて開催し、県内から50床～400床の5病院が参加されました。

当日会場では、宿日直許可申請などについて事前に用意してきた資料を参照しながら、課題や今後の対応など相談されました。宿日直など労務管理については、デリケートな部分も含むため外部等に相談しづらいことも少なくありませんが、公的な第三者機関による対面での開催により、有意義だった、参考になったとの声が多く聞かれました。

地区相談会では、下表のようなよくある質問から施設特有の課題までわかりやすくアドバイスされ、各施設それぞれ課題を解決されていました。

【表】よくある 宿日直についてのポイント (第1回 地区相談会より)

- 宿日直許可の控えがない場合は、ないものとして再申請が必要となること
- 当直時の業務記録は、軽度の又は短時間の業務か否かを判断するため、具体的内容と正確な時間の記録が重要となること
- 当直室は電子カルテの機器設置等、労働できるような環境にしないこと など

お知らせ

地区相談会のお知らせ

令和4年11月11日(金)には福山にて、12月12日(月)には呉にて、上記のような医師の働き方改革・勤務環境改善地区相談会を開催します。宿日直などの労務管理、時短計画の作成、勤務環境改善についての相談を広島県医療勤務環境改善支援センター(以下、勤改センター)の医療労務管理アドバイザーと医業経営アドバイザーがお受けしますので、どうぞご活用ください。



Check

宿日直許可と医師労働時間短縮計画

宿日直許可が下りない場合、当直の時間は労働時間となります。そのため、副業・兼業先と合わせた医師の時間外・休日労働時間が年間960hr超になることがあります。その場合には、医師労働時間短縮計画の作成等の対応が必要になってきますので、派遣元、派遣先の医療機関ともに注意が必要です。

お問い合わせ

広島県 医療勤務環境改善支援センター 広島県健康福祉局医療介護基盤課内

TEL:082-513-3057

受付時間: (平日)10時～12時、13時～16時
(土日祝日、年末年始を除く)